

葉山町火災予防条例の一部改正（案）

1. 屋外における大規模な催しの指定について（第42条の2）

消防長は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれのあるものを「指定催し」として指定することとします。

2. 屋外における催しの防火管理について（第42条の3）

「指定催し」を主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成するとともに、開催する14日前までに当該計画を消防機関に提出しなければならないこととします。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

3. 露店等開設の届出について（第45条）

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、当該露店等を開設する者に対して、あらかじめ、その旨を消防機関に届け出ることを義務付けることとします。

4. 罰則について（第49条、第50条）

「指定催し」を主催する者で、火災予防上必要な業務に関する計画を消防機関に提出しなかった者に対し、罰則（30万円以下の罰金）を科すこととします。